

# 令和6年度三重県インバウンド実態調査業務 仕様書

## 1 業務の目的

宿泊旅行統計調査（観光庁）において、本県における外国人延べ宿泊者数の回復率（令和元年比）が全国的にも低位であることが課題となっている。

本調査は、本県に来訪した外国人旅行者のデータを取得・収集及び分析を行うことにより、今後の本県のインバウンドにおける観光施策の立案及び効果的なプロモーションの実施につなげることを目的に実施する。

## 2 契約期間

契約日から令和7年3月26日（水）まで

## 3 業務内容

本県に来訪した外国人旅行者を対象とした以下のデータを取得・収集及び分析を行うこと。

### （1）データ対象期間

令和元年1月1日～令和元年12月31日 及び

令和6年1月1日～令和7年2月28日とします。

※その他の期間を加えて計測可能であれば提案すること。

### （2）調査・分析項目

#### ①定量データ

##### （ア）基本情報分析

本県に来訪した外国人旅行者の基本情報を期間別（令和元年・令和6年）に全国と比較し調査・分析すること。

##### 【項目（必須）】

- ・国・地域別の旅行者数

##### 【☞調査・分析の視点】

- ・全国と比べた時の本県の特徴を明らかにする

##### （イ）周遊分析

本県に来訪した外国人旅行者について本県を含む全国の周遊状況を期間別（令和元年・令和6年）に調査・分析すること。

##### 【項目（必須）】

- ・移動手段（車、バス、鉄道、船舶（津エアポートライン）、IN・OUTの空港等）、本県の前後の訪問地

##### 【☞調査・分析の視点】

- ・移動手段を分析し、2次交通の課題を洗い出すことで周遊の利便性向上につなげる
- ・旅行者の周遊傾向を踏まえ、ファムトリップやモデルコースの行程作成等に活用する

### (ウ) 滞在分析

本県に来訪した外国人旅行者の滞在状況を期間別（令和元年・令和6年）に調査・分析すること。

#### 【項目（必須）】

- ・滞在種別（日帰り・宿泊）、滞在日数、滞在先

#### 【調査・分析の視点】

- ・滞在種別（日帰り・宿泊）ごとの訪問エリアの違いや傾向を明らかに、ファムトリップの行程作成等やプロモーションに活用する

## ②定性データ

### (ア) 定性データ分析

本県に来訪した外国人旅行者の定性的な情報を以下の項目例を参考にし、取得・収集及び分析すること。

なお、可能な限り有効かつ多くの項目を受託者において提案すること。

#### 【項目（例）】※下線部分の項目は必ず取得・収集及び分析すること。

- ・訪日目的、訪日旅行の同行者、性別、年代、訪日回数、消費額、満足度、本県訪問回数、本県を訪問先とした理由、本県を訪問するにあたって活用したメディア（サイト名、雑誌名、テレビ番組名）、印象的だった本県の訪問先・体験・イベント、本県の認知度、利用した旅行会社やOTA、本県を旅行先として選ばない理由、レンタカーの利用率、利用した鉄道の種類（JAPAN RAIL PASS、JR Tourist Pass（伊勢・熊野・和歌山エリア周遊きっぷ）、近鉄レールパス等）等

## ③共通

- ・①（イ）及び（ウ）、②（ア）の分析にあたっては、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、香港、フランス、アメリカ、イギリスを基本とするが、収集データの母数を踏まえ、本県と受注者で協議を行い決定することとする。
- ・①については必ず取得・収集及び分析すること。
- ・②については、「訪日目的」、「訪日旅行の同行者」、「性別」、「年代」、「訪日回数」、「消費額」、「満足度」の項目は必ず取得・収集及び分析することとし、その他の項目は本県の例示を参考に提案すること。
- ・なお、①及び②に記載のないデータについても、より事業の目的に資すると考えるものがあれば提案すること。
- ・本調査後は、課題を抽出のうえ、課題解決に向けた本県施策への助言をすること。

## (3) 調査方法

①定量データについては、スマートフォンの位置情報（GPS機能や基地局通信ログデータ）等を活用したデータ収集を想定しているが、取得方法の特徴や強みを明示したうえで提案すること。

②定性データの取得については、取得方法の特徴や強みを明示したうえで、提案すること。加えて、国等の統計データ（インバウンド消費動向調査等）も活用し効果的な分析を行えるようにすること。

なお、既に自社保有するデータについては、積極的に有効活用することとする。

#### （４）調査サンプル数について

本県に来訪した外国人旅行者の動向等を正しく把握できていることを示すための統計学上の考え方（サンプル数、標本誤差率等）についてもあわせて提案すること。

#### （５）データのビジュアライズ化業務

「三重県観光統計データ」サイトでビジュアライズ化できるように BI ツール「Tableau」に対応したファイルを作成し、三重県に提供（本県は、Tableau Creator ライセンスを既に有している）すること。

また、権利等の都合でビジュアライズ化できる範囲に限られる等がある場合については、提案の際に説明すること。

## 4 納品物

納入を求める成果物	形式	納入の期日
定期報告 ※内容は県と協議するものとする	電子データ 等	随時
完了報告書 (概要版も作成すること)	原則としてA 4 版・両面印刷 (電子データ・紙 両方)	令和 7 年 3 月 26 日 (水)
その他実施内容の説明に必要と思われる資料	原則としてA 4 版・両面印刷 (電子データ・紙 両方)	上記、納入の期日に準ずる

## 5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移

転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(8) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(9) 障がい理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。